

平成28年12月9日

平成29年度税制改正に関する証券関係三団体談話

日本証券業協会 会長 稲野和利
投資信託協会 会長 白川真
全国証券取引所
(日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCEO) 清田瞭

自由民主党及び公明党において、平成29年度与党税制改正大綱が取りまとめられた。

証券・投資信託関係では、非課税期間20年の「積立NISA」の創設、現行NISAのロールオーバー上限額の撤廃、確定拠出年金に係る特別法人税の課税停止措置期限の延長、上場株式等の物納順位の見直し、インフラファンドに係る期間要件の延長等が措置されることとなつた。

今回示された措置を歓迎するとともに、御配慮いただいた関係各位に深く感謝申し上げる。

また、今回は措置されなかつたが、NISA制度の恒久化、デリバティブ取引を含めた金融商品に係る損益通算範囲の拡大、上場株式等の相続税評価額の見直し、投資信託等の外国税額控除制度の見直しについては、幅広い国民の自助努力又は世代を越えた中長期的な資産形成を支援することや、市場への継続的なリスクマネーの供給を後押しするためにも、必ず実現せらるべき課題であると認識している。今後も、関係各方面と連携して、全力で取り組んで参る所存である。

なお、税制改正大綱の「基本的考え方」の中で、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化や金融所得に対する課税のあり方の検討を行うこととされているが、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえた検討をお願いしたい。

以上